第３号様式（第５条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　様

奈良市長

移住支援金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった、移住支援金について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

移住支援金　　　　　　　　　円

（備考）

１　奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合：全額

・申請日から起算して３年を経過するより前に奈良市から転出した場合：全額

・申請日から起算して１年を経過するより前に交付要綱第３条の要件を満たす職を退職した場合：全額

・交付要綱第３条第１項第７号に規定する交付決定を取り消された場合：全額

・交付要綱第１０条の報告及び立入調査に応じない場合：全額

　・申請日から起算して３年を経過する日から５年を経過する日までの間に奈良市から転出した場合：半額

２　奈良市は、交付要綱の規定に基づき、奈良市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |